

新潟県農薬管理指導士認定要綱の運用について

平成21年10月26日

改正 平成26年6月23日

改正 平成28年11月8日

改正 平成30年11月19日

新潟県農薬管理指導士（以下「指導士」という。）については、「新潟県農薬管理指導士認定要綱」に定めるもののほか、この運用によるものとする。

1 認定等について（要綱第3）

要綱第3の5における「やむを得ない事情」とは、以下のいずれかに掲げる場合とする。

- ア 職務による海外渡航
- イ 冠婚葬祭
- ウ 災害（事故、公共交通機関の遅れ等を含む）
- エ 入院
- オ 代理出席を依頼できない会議等への出席
- カ その他、やむを得ない事情

2 認定証の返還（要綱第10）

団体は、認定証を返還しなければならない指導士の認定証を回収し、毎年5月末日までに新潟県農産園芸課に送付するものとする。